

# 「障害者の権利に関する条約」概要

## 1 権利条約とは

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約のこと。

## 2 日本の締約

2013年6月の障害者差別解消法の成立をもって、ひととおりの国内法整備の充実がなされたことから、2014年1月20日、障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、日本は140番目の締約国となった。(2014年2月19日に効力発生)

## 3 権利条約の条文構成

<ul style="list-style-type: none"> <li>・前文</li> <li>・<b>第1条：目的</b></li> <li>・<b>第2条：定義</b></li> <li>・第3条：一般原則</li> <li>・第4条：一般的義務</li> <li>・<b>第5条：平等及び無差別</b></li> <li>・第6条：障害のある女子</li> <li>・第7条：障害のある児童</li> <li>・<b>第8条：意識の向上</b></li> <li>・<b>第9条：施設及びサービス等の利用の容易さ</b></li> <li>・第10条：生命に対する権利</li> <li>・<b>第11条：危険な状況及び人道上の緊急事態</b></li> <li>・第12条：法律の前にひとしく認められる権利</li> <li>・第13条：司法手続の利用の機会</li> <li>・第14条：身体の自由及び安全</li> <li>・第15条：拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由</li> <li>・<b>第16条：搾取、暴力及び虐待からの自由</b></li> <li>・第17条：個人をそのままの状態で保護すること</li> <li>・第18条：移動の自由及び国籍についての権利</li> <li>・<b>第19条：自立した生活及び地域社会への包容</b></li> <li>・第20条：個人の移動を容易にすること</li> <li>・<b>第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会</b></li> <li>・第22条：プライバシーの尊重</li> <li>・第23条：家庭及び家族の尊重</li> <li>・<b>第24条：教育</b></li> <li>・第25条：健康</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第26条：ハビリテーション（適応のための技術の習得）及びリハビリテーション</li> <li>・<b>第27条：労働及び雇用</b></li> <li>・第28条：相当な生活水準及び社会的な保障</li> <li>・第29条：政治的及び公的活動への参加</li> <li>・第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加</li> <li>・第31条：統計及び資料の収集</li> <li>・第32条：国際協力</li> <li>・第33条：国内における実施及び監視</li> <li>・第34条：障害者の権利に関する委員会</li> <li>・第35条：締約国による報告</li> <li>・第36条：報告の検討</li> <li>・第37条：締約国と委員会との間の協力</li> <li>・第38条：委員会と他の機関との関係</li> <li>・第39条：委員会の報告</li> <li>・第40条：締約国会議</li> <li>・第41条：寄託者</li> <li>・第42条：署名</li> <li>・第43条：拘束されることについての同意</li> <li>・第44条：地域的な統合のための機関</li> <li>・第45条：効力発生</li> <li>・第46条：留保</li> <li>・第47条：改正</li> <li>・第48条：廃棄</li> <li>・第49条：利用しやすい様式</li> <li>・第50条：正文</li> <li>・末文</li> </ul>
---	--

## 4 条文の概要（抜粋）

### 第1条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。～略～

### 第2条 定義

～略～

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。～略～

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場所において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

～略～

### 第5条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

～略～

### 第8条 意識の向上

～略～

- (a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
- (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。
- (c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。

～略～

### 第9条 施設及びサービス等の利用の容易さ

～略～

- (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあら

ゆる側面を考慮することを確保すること。

(d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供する。

~略~

### 第11条 危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法（国際人道法及び国際人権法を含む。）に基づく自国の義務に従い、危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

### 第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

~略~

### 第19条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。~略~

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

~略~

### 第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、~略~ 表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。

~略~

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

~略~

### 第24条 教育

締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。~略~

## 第27条 労働及び雇用

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して解放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。～略～
- ( a ) あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
- ( b ) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。  
～略～
- ( e ) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継承し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。  
～略～
- ( i ) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。  
～略～

--- 《メモ》 ---